

京都ノートルダム女子大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）の研究者が行う研究に対して、文部科学省、厚生労働省等の公的諸機関の倫理に関する指針に準拠し、必要な事項を定め、もって研究の適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学の研究活動に従事する教職員、大学院生、研究生等をいう。

(研究倫理委員会の設置)

第3条 本学に研究倫理に関する事項について審議、調査、検討、啓発するため、京都ノートルダム女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置に関し必要な事項は、別に規定する。

(研究倫理審査委員会の設置)

第4条 本学に、人間を対象とした研究に関する研究計画が本規程に適合しているか否かを含め、人間を対象とした研究に関し必要な事項の審査を行うため、研究倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 前項における「人間を対象とした研究」とは、教育学的、比較文化学的、生活科学的、福祉学的、心理学的又は医学的研究等のうち個人または集団からその行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる人間を対象とした調査・研究をいう。

3 審査委員会の設置に関し必要な事項は、別に規定する。

(研究者等の責務)

第5条 研究に携わる研究者は、研究対象者及びその関係者（以下「対象者」という。）の生命、健康、プライバシー及び尊厳を守り、関係法令、指針及び本規程を遵守しなければならない。

2 研究者は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理その他研究の実施に必要な知識についての講習その他必要な教育を受けなければならない。

3 研究者は、研究における不正行為が、本学及び本学の研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、捏造、改ざん、盗用その他不正な行為をしてはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

4 人間を対象とした研究に携わる研究者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 研究者は、対象者の人権を尊重し、研究を行うことにより、対象者に不利益及び危険が生じないように十分配慮しなければならない。

(2) 研究者は、研究を実施する場合、対象者に対して当該研究に関する必要な事項について十分説明しなければならない。

(3) 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に対象者の同意を得ることを原則とする。また、対象者が同意を撤回したときには、その情報、データ等を破棄しなければならない。

(4) 研究者は、対象者に関する情報を適切に取り扱い、職務上知り得た個人情報を

正当な理由なく漏らしてはならない。

- (5) 研究者が第三者に委託し、個人の情報もしくはデータ等を収集または採取する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行なわなければならない。
- (6) 研究者は、授業等の教育実施過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得ることを原則とし、研究者は、その情報、データの提供の有無により、受講生に成績評価等において不利益を与えてはならない。
- (7) 研究責任者（研究を実施するとともに、その研究に係る業務を統括する者）は、本学において人間を対象とした倫理上の問題が生じる恐れがある研究を実施又は継続、変更する場合は、研究計画等の審査の申請を行い、学長の許可を得なければならない。
- (8) 研究責任者は、研究を中止し、又は終了した場合には、その旨を学長に報告しなければならない。

（学長の責務等）

第6条 学長は、本学における研究の実施に関する最終的な責任を有し、本学における研究が、倫理的、法的または社会的問題を引き起こすことがないように、研究の実施に当たり、対象者の個人の尊厳および人権を尊重し、個人情報保護のために必要な措置を講じるよう研究者等に対して周知徹底しなければならない。

2 学長は、人間を対象とした研究において、研究者等が研究計画に従って適正に研究を実施するよう監督しなければならない。

- (1) 学長は、研究計画について許可を求められたときおよび重篤な有害事象が報告されたときは、すみやかに審査委員会の意見を聞かななければならない。
- (2) 学長は、審査委員会の意見を尊重し、研究の実施又は継続、変更の許可又は不許可その他の研究に関し必要な事項を決定しなければならない。
- (3) 学長は、前項において当該研究計画の可否を決定したときは、審査結果を研究責任者に通知しなければならない。

（事務）

第7条 この規程に関する事務は、研究連携推進課が行う。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則（平成24年3月21日制定）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条に定める研究倫理審査委員会が審査のための申請受付を開始するまでの間は、移行措置として、従前の各学部・研究科の倫理委員会を運用することができるものとする。
- 2 この規程の施行日前に各学部・研究科の倫理委員会で既に承認された研究については、第3条に定める研究倫理審査委員会が受け継ぐものとする。

附 則（平成25年4月24日改正）

この改正は、平成25年5月1日から施行する

附 則（平成25年10月22日改正）

この改正は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日改正）
この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月22日改正）
この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日改正）
この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年10月18日改正）
この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月31日改正）
この改正は、令和8年4月1日から適用する。